六まで、字西谷西平二八八、字釜小屋谷東平二九一、二九二、字釜小屋谷西平二九三から二九五まで、字簗山三一五、三一六、三一七の一、三一七の二、三一八、字松ケ平三一〇、三一一、三一二の一、三一二の二、三一三、三一四、字エボシ方三一六、字空大平三一七、三一九から三二二まで、字大平三三六、三三七、三三八の二、三三八の三、三三九から三四二まで、三四五、三四七から三四九まで、字長畑ケ三五四、三五五、国府町雨滝字大杉谷八五二、八五二の一から八五二の三六まで、字左ノ谷八五三、八五三の一から八五三の三まで、字十王八五四の一、八五四の二、八五四の九から八五四の一二まで、八五五の一、八五五の二、字丸山八五六、字畑ノ谷西平八五七、八五七の一、八五八、八五八の一から八五八の四まで、字畑ノ谷東平八五九の一から八五九の一七まで、字岩藤山八六〇の一（次の図に示す部分に限る。）、八六〇の四から八六〇の一一まで、字弥次郎山八六一の一、八六一の二・八六一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八六二、字数谷九二二から九二六まで、字倉本山九五一、九五二、字八山九六四の一から九六四の四まで、字大平ル山九六五、九六五の一、九六六、九六七、九六七の一、九六八から九七〇まで、九七〇の一、九七一の一から九七一の四まで、九七二、九七三の三、九七三の四、九七六、九七八、九七九の一、九八〇、九八〇の一、九八一、九八一の一、字大平ル九七三の一、九七三の二、九七四、九七五、九七七、九七八の一、字小谷九八二、九八二の一、九八三、九八三の一、九八四、九八五、九八五の一、九八六、字扇子谷一〇〇二、一〇〇九から一〇一二まで、字小山一〇一三、一〇一三の一、一〇一四、一〇一四の一、一〇一五から一〇一七まで、一〇一八、一〇一九、一〇一九の一、一〇一九の二、字同道一〇二七、一〇二七の一、一〇二八、一〇二八の一、一〇三一から一〇四二まで、字中尾一〇四四から一〇五〇まで、字久登入一〇五一から一〇五三まで、一〇五三の一、一〇五三の二、一〇六五、字上カクレ一〇五四、一〇五五、字ナギ山一〇五六から一〇六一まで、一〇六一の一、一〇六二、一〇六二の一、一〇六三、一〇六三の一、一〇六四、字中ノ田一〇七二、一〇七四、一〇七五、一〇七五の一、一〇七六から一〇七八まで、一〇七八の一、一〇七九から一〇八一まで、一〇八一の一、一〇八三、字ヒナザコ一〇八二、一〇八七、一〇八八、一〇八八の一、一〇八九から一〇九一まで、一〇九一の一、一〇九二、国府町栃本字クツ石五六七、五六七の一、五六八から五七〇まで、五七〇の一から五七〇の八まで、字又郎五七一、五七二、五七二の一、五七二の三から五七二の九まで、字長サコ五七三、五七三の一から五七三の六まで、五七三の八から五七三の一〇まで、五七三の一二から五七三の一六まで、五七三の一八から五七三の二一まで、五七三の二四、五七三の二六から五七三の四四まで、五七四、字猪路谷日向平五七五、五七五の一から五七五の五まで、五七五の七から五七五の一五まで、五七五の一七、五七五の一八、五七五の二一から五七五の二四まで、五七六、五七六の一、国府町石井谷字セマト四二八の一から四二八の三まで、四三一、四三一の一、四三三から四三四まで、四三四の一、字広畑ケ四二九、四三〇、字滝ノ口四三五、字屋名ケ谷四三六、四三六の一、四三七、字小深山影ケ四三九、四三九の一、字通り谷口四四二、四四三、字仲ノ谷四四四、字狼谷四四六、字仲道四四七、字小深山四四八、四四八の一、字打沖四五〇、字スゲガ谷四五一、四五一の一、字仲尾四五二、字別当畑四七四、四七四の二、四七四の三、四七五から四七八まで、字沖名谷五一七から五二〇まで、字天平五二六から五二九まで、字大杖五三一、五三二の一、五三三、五三四、五三四の一、字水無五三五、字水無影平五三六、字焼小屋影五三七、五三七の一、字焼小屋五三八から五四一まで、字平尾五四二から五五二まで、字堀ケ作五五三、国府町大石字小屋ノ谷六〇〇から六一九まで、六一九の一、六二〇、六二〇の一、六二一、六二一の一、六二二、六二三、六二三の一、六二四、六二四の一、六二五、六二六の一、六二七、六二七の一、六二八、六二九、六二九の一、六三〇、六三〇の一、六三一、六三二、六三二の一、六三三から六三五まで、六三五の一、六三五の二、六三六、六三七、六三七の一、六三八から六四〇まで、六四〇の一、六四一から六四四まで、六四四の一、六四五から六四八まで、字大谷六〇〇の一、六一六の一、字中溝六四九、六五〇、六五〇の一、六五一、六五二、六五二の一、六五三、六五三の一、六五四から六六三まで、字奥宝川六六四、六六五、字奥宝川平六六六から六七二まで、六七二の一、六七三、六七四、六七四の一、六七五から六八〇まで、六八〇の一、六八一、字向畑六八二、六八二の一、六八三、六八三の一、六八四、六八五、六八五の一、六八六、六八六の一、六八八、六八八の一、六八九、字念仏谷六九〇、六九〇の一、六九一、六九二、六九二の一、六九三から六九五まで、六九五の一、六九六、六九六の一、六九七から七〇〇まで、字路本七〇一、七〇一の一、七〇二、七〇三、七〇三の一、七〇四、七〇五、七〇五の一、七〇六から七〇九まで、七一〇の一、七一一、七一二、七一二の一、七一三から七一五まで、七一五の一、七一六、七一六の一、七一七、七一八、字摺鉢七一九から七二四まで、七二四の一、七二五・七二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七二七、七二八、七二八の一、七二九、七三〇、七三〇の一、七三一、七三二、七三二の一、字長坂七九六、七九六の一、七九七、七九八、七九八の一、七九九から八〇二まで、八〇二の一、八〇三、八〇三の一、八〇四、八〇四の一、八〇五の一、八〇六、八〇六の一、八〇七、字長畑八〇五、字南畑八〇八から八一二まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八一三、八一三の一、八一四、八一五、八一五の一、八一六・八一六の一・八一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字滝ノ口八六七、八六七の一、八六八、八六八の一、八六九、八七〇、八七〇の一、八七一、八七一の一、八七二、八七二の一、八七三、八七三の一、八七四、八七四の一、八七五、八七五の一、字天狗松八七六、八七六の一、八七七、八七七の一、八七八、八七八の一、八七九、八八〇、八八〇の一、八八一、八八一の一、八八二、八八三の一、八八四、八八四の一、八八五、八八五の一、八八六、八八六の二、八八七、八八七の一、国府町菅野字坂畑七五の一から七五の六まで、七五の八から七五の一〇まで、七五の一二、七五の一三、七五の一五から七五の一七まで、七五の一九、七五の二〇、七五の二一、七五の五四、七五の六三、七五の六八、七五の八六、七五の八七、字池ノ谷八〇の六、字ヲロガ叡八一の一二八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十七日

農林水産大臣　林　芳正